

東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク
「HIGASHIOSAKA SDGs GEAR」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市のSDGs推進のシンボルとなるロゴマーク「HIGASHIOSAKA SDGs GEAR」(以下「ロゴマーク」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別添のガイドラインのとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、本市に帰属する。

(使用の申請等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、「東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)」に關係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市及び本市職員が公務に際して使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 営利目的として使用、又はそのおそれがある場合。ただし、市長がSDGsの普及啓発に資するものとして認めた場合を除く。
- (6) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (7) ロゴマークを決められた使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年3月30日東大阪市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の使用に供されるおそれがあるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用について適当でないとき。

2 市長は、前項の審査の結果、使用を承認するときは、「東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク使用承認通知書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、使用の承認に条件を付することができる。

3 市長は、前々項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、「東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)」により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークの使用をすることができる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークの形又はロゴマークに使用されている色を変更しないこと。
- (4) ロゴマークを使用するときは、ガイドライン1ページ【基本デザインのパターン1～4】のとおり使用すること。ただし、スペース等の関係で文字を併記することが困難な場合においては、「©2021HIGASHIOSAKA」と表記することをもって代えることができる。
- (5) ロゴマークに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(使用承認の期間)

第8条 使用承認の期間は、使用を承認した日から起算して3年間を限度とする。

(物品の確認)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用した物品の完成品を市長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、物品の性質その他やむを得ない理由により完成品の提出が不可能なときは、協議の上、イメージデータ又は写真の提出に代えることができる。

2 市長は、前項の確認の結果、物品が適正でないとき認めるときは、使用者に対して是正を求めることができる。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が第5条第1項の規定により承認された内容を変更しようとするときは、「東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク使用内容変更承認申請書(様式第4号)」に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、「東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク使用内容変更承認通知書(様式第5号)」により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、変更を承認しないときは、「東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク使用内容変更不承認通知書(様式第6号)」により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項各号に規定する事項に該当するとき。又は、第7条に規定する事項に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
 - (3) 使用者が、第9条第2項の規定による是正の求めに応じないとき。
- 2 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消したときは、「東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク使用承認取消通知書(様式第7号)」により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る対象物等の回収を求めることができる。

(免責)

第12条 前条の規定により、市長がロゴマークの使用の承認を取り消したことにより、使用者に損害が生じた場合であっても、市はその責めを負わない。

2 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、市は損害賠償又は損失補償等の責任を一切負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。